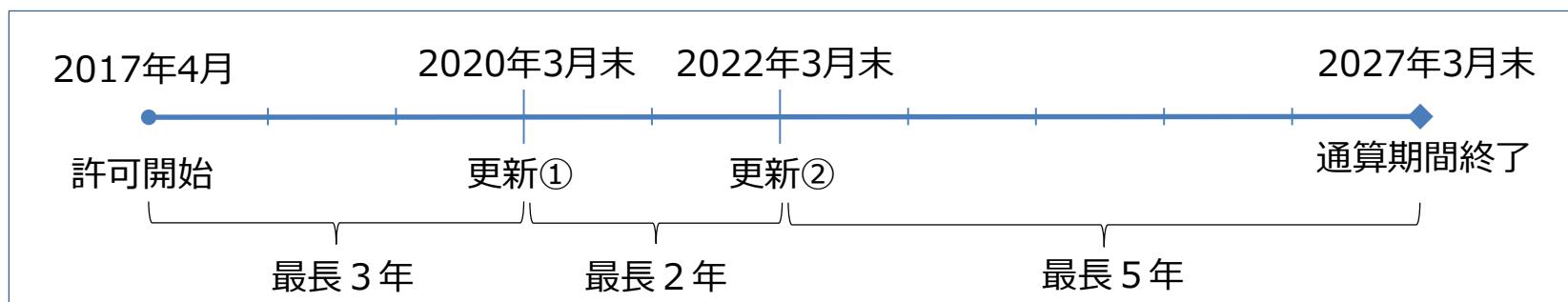


○ 前回公募で選定された屋台の許可の通算期間について



○ 更新の考え方

公募についての応募資格（規則第17条）

- ・ 満18歳以上の個人であること
- ・ 本市の市税に係る徴収金を滞納していないこと
- ・ 本市以外の市町村の市町村民税を滞納していないこと
- ・ 屋台営業の占用許可の不更新、停止、取消しの措置を受けたことがないこと
- ・ 暴力団員でないこと、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと など



更新時の審査基準（規則第26条）

- 1 指導及び措置の実施状況
- 2 過去の営業状況
- 3 営業計画の実現の程度
- 4 屋台の効用の発揮や魅力向上の状況

2019年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月	4月
営業報告書提出					更新申請					営業継続		
現地調査・ヒアリング				事務局審査 (資格審査含む)				通知				
						要否検討						
						審査部会委員 個別審査						
						審査部会		選定委員会				